

マイクロチップの装着等の義務化に伴う動物愛護管理法施行規則の 改正（案）の概要

改正案の概要

令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録等の義務化に伴い、マイクロチップを装着する者等、並びにマイクロチップの装着・登録証明書の記載事項等及びそれらの様式、狂犬病予防法の特例で市町村長に通知される事項等について、動物愛護管理法施行規則に新たに定めるもの。

●主な規定

① マイクロチップの装着

マイクロチップを装着できる者、マイクロチップの規格、マイクロチップを装着できない事由

② マイクロチップ装着証明

証明事項（犬猫の名、品種、性別、MC装着日、装着者名等）及び様式、再交付

③ マイクロチップの取り外しできる例外事例

④ 装着したマイクロチップ情報の登録

登録事項（識別番号、登録者名、犬猫の名、品種、性別、狂犬病予防法登録番号等）、登録証明事項及び様式、再交付、登録事項の変更

⑤ 狂犬病予防法の特例

指定登録機関から市町村長への通知事項（登録者名、犬猫の名、品種、性別、狂犬病予防法登録番号等）

⑥ 死亡等の届出

⑦ その他（情報提供等）